

米ポ同盟における戦略価値交換の成功例

－ 基地代替ツールとしてのMDシステム －

柿内 淳志

本文は、1等海佐 柿内 淳志が第74期海上自衛隊幹部学校幹部高級課程の特別研究で執筆し、最優秀論文として英国海軍から第1海軍卿賞を受賞したものである。

今回の受賞は、ポーランドへのMD配備を分析した研究において、政策上の観点を踏まえた明快な論旨が評価された。



英国第1海軍卿賞授賞式（平成30年2月27日、防衛省海の間においてフィリップ・ジョーンズ第1海軍卿兼海軍参謀長より授与）

（英国第1海軍卿賞：平成25年12月に英国第1海軍卿兼海軍参謀長のジョージ・ザンベラス海軍大将（当時）が本校を訪問された際、「海上自衛隊と英海軍の友好の証として、海上自衛隊幹部学校において執筆された優秀な論文に対して賞を授与したい」との提案により設立され、今

はじめに

2016年5月、東欧ルーマニアにおいて、米国の弾道ミサイル防衛システム「イージス・アショア」が稼働を開始した¹。また、同月ポーランドに

¹ 『産経新聞』2016年5月13日。または『毎日新聞』2016年5月15日。

においても、同施設の建設が着工された²。この東欧2国へのイージス・アショアの配備に対しては、北大西洋条約機構(NATO)東方拡大に対する伝統的な姿勢と相俟って、露は猛烈に反発を示している³。米露間の新たな軍拡競争を招く可能性も考えられるなか、オバマ(Barack Obama)政権が採用したこのミサイル防衛システム(以下、「MDシステム」)の整備計画(European Phased Adaptive Approach: EPAA)は着々と進められてきた⁴。

しかし、当該MDシステムは、本論で述べるように、露の脅威に対してポーランドの防衛力を直接強化するものではなく、過去ウォルト(Stephen Walt)が論じた「軍事援助(Military Aid)」に該当するものではない⁵。ではなぜ、そうしたシステムのポーランドへの配備が、米国との戦略的利益の共有や共通の脅威認識がないにも関わらず、かつ、露の強い反発があるにも関わらず進められてきたのであろうか。

この分析にあたっては、軍事面の検討のみでは不十分であり、同盟政治の観点も必要となる。過去、同盟政治において多く見られた軍事援助への該否に加え⁶、交渉でポーランドが得た見返り、特に、MDシステム配備が単なる基地契約に留まらず、自国空軍へのF-16の導入や、ローテーションという形でNATO部隊の事実上の常駐を勝ち取ったという点に着目するならば⁷、土山實男が論じた概念である「戦略価値の交換」の観点での分

² 同上。

³ 同上。

⁴ 軍拡競争への懸念の例は、Newsweek 日本版「ブーチンが軍拡宣言、ヨーロッパだけでなく極東アジアでもアメリカに対抗」

(<http://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2017/06/post-7744.php>)を参照。

⁵ Stephen M. Walt, *The Origin of Alliances*, Cornell University Press, 1987, pp.219-242.

⁶ 軍事援助については、Walt, *The Origin of Alliances*, p.46; pp.241-242 参照。

⁷ 協定には、土地所有者や「基地」内におけるポーランドの主権に関する規定が見られる。("Agreement between the Government of the United States of America and the Government of Republic of Poland Concerning the Deployment of Ground-Based Ballistic Missile Defense Interceptors in the Territory of the Republic of Poland," (Warsaw, August 2008)); F-16 導入に関しては、Andrew Somerville, Ian Kearns and Malcolm Chalmers, *Poland, NATO and Non-Strategic Nuclear Weapons in Europe*, Royal United Services Institute Occasional Paper, (London, February 2012), pp.6-8. を、NATO 部隊のローテーションについては、"Warsaw Summit Communiqué - Issued by the Heads of State and Government participating in the meeting of the North Atlantic Council in Warsaw 8-9 July 2016," paragraph.40, North Atlantic Treaty Organization<http://www.nato.int/cps/en/natohq/official_texts_133169.htm?selectedLocale=en>をそれぞれ参照。

析が有益であろう⁸。

欧州における最近の MD システムに関する先行研究は数多く存在する。広瀬佳一は、配備決定直前までの交渉経緯を論じている。宮本光雄は、2008年の論文において、交渉における見返り要求について論じている⁹。しかしながら両者とも、執筆時期の關係上、その後の推移等について更新が必要である。技術面においては、米国 RAND 研究所のサンカラン (Jaganath Sankaran) が、当該システムが技術的に露の ICBM に対処不可能であることを論じているものの、同盟政策の観点は述べられていない¹⁰。同盟政策の観点で鶴岡路人が、米ポ間の交渉経緯について述べているものの、同盟理論と MD システムの性能に関する事例検証は行われていない¹¹。

NATO の東方拡大に関しては、1997 年に露との間で合意された「NATO が新規加盟国に実力部隊を展開しない」との表明が制約となり、ポーランドへの新たな NATO 軍部隊の展開が困難な状況にあった¹²。そうした中、ポーランドが米国との交渉機会を巧みに捉え、MD システムを同盟政策における基地契約を代替するツールとして、すなわち、シェリング (Thomas Schelling) のいう「トリップワイヤー」とも言うべき形で受け入れ、国防衛能力の向上という見返りを得るために推進し、戦略価値の交換に成功したというのが、筆者の仮説である¹³。

以上を踏まえ、本稿は、ポーランドへの MD システムの配備に関する 2000 年代後半における米ポ間の交渉状況を主たる検討の対象とする。第 1 節において、MD システムの脅威対象を明らかにする観点から、欧州 MD システム整備の経緯と当該システムの性能について述べる。第 2 節では、米ポ両国の脅威認識とポーランドの同盟姿勢を明らかにする観点から、米

⁸ 土山實男『安全保障の国際政治学』[第二版] 有斐閣、2014 年、326-327 頁。

⁹ 広瀬佳一「MD 問題と東欧の安全保障」『海外事情』第 56 巻 6 号、2008 年 6 月、88-99 頁及び宮本光雄「アメリカ追従外交からの転換を目指して-ポーランドのトウスク政府とアメリカのミサイル防衛システム参加」『成蹊法学』第 68・69 合併号、2008 年 12 月、8-28 頁。

¹⁰ Jaganath Sankaran, “The United States’ European Phased Adaptive Approach Missile Defense System - Defending Against Iranian Threats Without Diluting the Russian Deterrent,” *RAND Corporation*, 2015, pp.47-50.

¹¹ 鶴岡路人「NATO における集団防衛を巡る今日の課題—ロシア・グルジア紛争と北大西洋条約機構第 5 条の信頼性—」『国際安全保障』第 37 巻第 4 号、2010 年 3 月、91-97 頁。

¹² 同上、93-97 頁。

¹³ 基地契約の概念は、川名晋史「海外基地の分析モデル—戦略、同盟政治、契約」『青山国際政経論集』第 86 号、2012 年 1 月、92-101 頁を参照。また、「トリップワイヤー」については、Thomas C. Schelling, *The Strategy of Conflict*, Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press, 1960, p. 187 を参照。

ポ間の交渉経緯とポーランドが得た見返りについて述べる。最後に、第3節において、ウォルト、土山の同盟理論を活用して本事例を分析し、戦略価値の交換に成功したポーランドの政策を評価して結論とする。

1 ポーランドに配備される MD システムの能力

(1) 欧州へのミサイル防衛システム整備の経緯と現状

現在の欧州 MD システムは、米国が計画している EPAA と、従来から NATO が進めている“Active Layered Theater Ballistic Missile Defense”（以下、“ALTBMD”）を合わせたものである¹⁴。

NATO の MD システムは、欧州・大西洋圏外からの弾道ミサイルの脅威を抑止及び撃破するためのものであり、公式には個別特定の脅威を対象としたものではないとされている¹⁵。一方、イランの弾道ミサイルへの対抗が、NATO の MD システム整備の核心的な原動力となっていることが、NATO 及び米国の双方において指摘されている¹⁶。

ALTBMD は、中距離弾道ミサイルの脅威から NATO 部隊を防護するため、2005年に確立された。当該システムは射程 3,000km 未満の中距離弾道ミサイルへ対応するため高層・低層のミサイル防衛能力の統合を強化しており、宇宙、地上、海上、航空の各種センサーと、高層用及び低層用の各種武器システムで構成される¹⁷。2010年の NATO 首脳会議では、領域防衛 BMD が核心的な目的とされ、EPAA を追加導入し、ALTBMD に領域防衛能力を付与することとされた¹⁸。

すなわち、NATO が従来進めてきた BMD アーキテクチャの構築にあたっては、露の ICBM は基本的に対象としておらず、中東からの中距離弾道

¹⁴ 大井昌靖「NATO の進めるミサイル防衛—ウクライナ情勢によるロシア対策に影響されなかったミサイル防衛」『海外事情』第62巻12号、2014年12月、91-98頁。

¹⁵ NATO Fact Sheet, *NATO Ballistic Missile Defence*, July 2016, <http://www.nato.int/nato_static_fl2014/assets/pdf/pdf_2016_07/20160630_1607-factsheet-bmd-en.pdf>及び NATO, *Active Engagement, Modern Defence - Strategic Concept For the Defence and Security of The Members of the North Atlantic Treaty Organisation, Adopted by Heads of State and Government in Lisbon*, November 2010, p.16.

¹⁶ Joseph A. Day, *Ballistic Missile Defence and NATO: NATO Defence and Security Committee Draft General Report*, NATO Parliamentary Assembly, April 2017, p.8 及び Missile Defense Agency, *Ballistic Missile Defense Review Report*, February 2010, pp.5-7.

¹⁷ 詳細は、大井「NATO の進めるミサイル防衛」85-102頁参照。

¹⁸ Day, *Ballistic Missile Defence and NATO*, pp.3-4.

ミサイルを脅威としていることがわかる。

一方、米国においては、ブッシュ (George W. Bush) 政権下の 2007 年、ミッドコース・ミサイル防衛 (GMD) システムの一部として、アラスカとカリフォルニアに加え、チェコに AN/TPY-2 X バンドレーダーを、ポーランドに 10 基のミサイル (GBI) をそれぞれ設置し、主にイランからの弾道ミサイル攻撃に対して米国本土の防御を強化することが提示された¹⁹。

ポーランドへの配備に関しては、ロシア・グルジア紛争勃発とともに交渉が一気に加速し、2008 年 8 月に合意が成立した²⁰。その際、GBI 10 基のほか、ポーランドの防空態勢強化のため、2012 年までにペトリオット・ミサイル 8 基とその運用部隊が駐留予定とされた²¹。その後、イランのミサイル開発能力の見積もりが修正され、中・短期的には米国に到達可能な ICBM の可能性は非常に低く、むしろ在欧米軍施設や欧州同盟国の防衛などの防衛が優先課題であるとの評価が出された。この結果、2009 年 9 月、オバマ新政権により 2008 年夏の米が合意は撤回された²²。2009 年 10 月、新たな構想として EPAA が発表され、ポーランドなど中・東欧諸国と NATO 主要国はこれを歓迎し、露もカリニングラードへのミサイル配備計画の中止を表明するなど比較的良好的な反応を見せた²³。

EPAA は、欧州に配備される米海軍イージス艦、並びにルーマニアとポーランドの地上施設によって構成されるミサイル・システムであり、迎撃用ミサイルである SM-3 がその中心的な役割を果たす²⁴。

EPAA は、3 段階 (フェーズ) からなり、フェーズ 1 として、イージス艦と SM-3 Block IA/SM-3 Block IB ミサイルが地中海に、また、移動式の地上レーダー AN/TPY-2 がトルコに配置されている²⁵。フェーズ 2 では、ルーマニアにイージス・アショアと、SM-3 Block IB ミサイルを配備する²⁶。フェーズ 3 は、本稿の主たる対象であるイージス・アショアをポーランドに設置するとともに SM-3 Block IIA ミサイルを採用し、欧州 NATO 領域

¹⁹ Ibid., p.4.

²⁰ ポーランドが選定された理由は、宮本「アメリカ追従外交からの転換を目指して」3-42 頁を参照。

²¹ 広瀬佳一「ポーランドと NATO—「大西洋派」の位相—」『岐路に立つ NATO—米欧同盟の国際政治』日本国際問題研究所、2010 年 3 月、205-220 頁。

²² 同上。

²³ 同上。

²⁴ Day, *Ballistic Missile Defence and NATO*, p.4.

²⁵ Ibid., pp.4-5.

²⁶ Ibid.

の覆域を大幅に拡大するものである²⁷。

EPAA の計画当初にはフェーズ4が存在したが、2013年3月、オバマ政権はフェーズ4をキャンセルした。フェーズ4は、ポーランドのイージス・アショアに、ICBMに対処可能とされるSM-3 Block IIBを配備するものであったが、露の強い反発に考慮し、公的には財政面を理由としてキャンセルされることとなった²⁸。

以上見てきたように、米計画のEPAAも、NATOのALTBMDも、ともに中東からの中距離弾道ミサイルを脅威対象として整備され、かつ、露の懸念を払拭すべく、EPAAにおいては計画の変更すら行われている。そうした経緯を概観すれば、両システムとも、露が指摘するような、露の核戦力を低下させることを目的としてはいないことがわかる。この点についてさらに、システムの能力に関する視点から次項において検討する。

(2) システムの能力に関する分析（脅威対象に関する分析）

米ミサイル防衛庁(MDA)によると、イージス・アショアは地域的な弾道ミサイル脅威に対処するよう設計され、米イージス艦に採用されているものとほぼ同様の構成要素及びSM-3ミサイルが、艦橋構造物とともに装備されている²⁹。このイージス・アショアも含め、欧州へのイージスBMDシステムの配備は、中東からの短・中距離弾道ミサイルの脅威に対処するためのものであるとの米国の主張に対し、露は自国の戦略的抑止の信憑性を損ねるものとして反発している³⁰。しかし、当該システムは、技術的にみれば、露から飛来するICBMへの対処能力を有していない。

では、その脅威対象は何か。2010年の段階におけるMDAの公表資料によると、地域の米軍や同盟国に対する弾道ミサイル脅威のアクターとして、北朝鮮、イラン及びシリアが挙げられている。このうちイランは、中東・東欧に展開する米軍や同盟国に対する攻撃能力を有する弾道ミサイルを開発・保有しており、射程の延伸や高性能化を図るなど、「著しい脅威」と名指しされているのに対して、露の脅威は記述されていない³¹。

²⁷ Ibid.

²⁸ Ibid.

²⁹ Missile Defense Agency Fact Sheet, *Aegis Ashore*, <https://www.mda.mil/global/documents/pdf/aegis_ashore.pdf>

³⁰ Keir Giles and Andrew Monaghan, “*European Missile Defense and Russia*,” The United States Army War College Strategic Studies Institute, July 2014, pp.18-43.

³¹ Missile Defense Agency, *Ballistic Missile Defense Review Report*, February 2010, pp.5-7.

露からの反発に関し、米国 RAND 研究所は、EPAA が露の ICBM を対象としたものではなく、イランの脅威に対応するものであることを明らかにするため、20 ケースの迎撃シミュレーションの結果を 2015 年に報告書としてまとめている。同報告書では、イランが保有する弾道ミサイル、及び将来イランの保有が見積もられるミサイルの双方に対する迎撃能力の検証として、表 1 に示す結果が示されており、さらに、露が保有する ICBM に対する迎撃能力の検証として、表 2 に示す結果が示されている³²。

表 1 イランのミサイルに対する迎撃能力検証結果

迎撃ミサイル	発射場所	脅威対象	探知センサー	探知時の目標距離	迎撃可否
SM-3 Block IB (Vbo:3.5km/s)	ルーマニア デヴェゼル	シャハブ-3/3A	トルコ インジリク	964km	×
		シャハブ-3/3A			○
		シャハブ-3/3A (ディプレスト)			○
SM-3 Block IB	ルーマニア デヴェゼル	サフィール (将来見積)	イタリア ダービー	3064km	○
SM-3 BlockIIA (Vbo:4.5km/s)	ポーランド レジコヴォ	サフィール (将来見積)	イタリア ダービー	3064km	○
SM-3 Block IB	ルーマニア デヴェゼル	サフィール (将来見積)	ドイツ ラムステイン	3309km	○
SM-3 BlockIIA	ポーランド レジコヴォ	サフィール (将来見積)	ドイツ ラムステイン	3309km	○
SM-3 Block IB	ルーマニア デヴェゼル	サフィール (将来見積)	イギリス ロンドン	3876km	×
SM-3 BlockIIA	ポーランド レジコヴォ	サフィール (将来見積)	イギリス ロンドン	3876km	○

(出所：Sankaran, “The United States’ European Phased Adaptive Approach,” *RAND Corporation*, 2015, pp.16-26. 筆者がルーマニア及びポーランドに係る部分を抜粋し、作成³³)

³² Sankaran, “The United States’ European Phased Adaptive Approach,” pp.16-44.

³³ Vbo とは、「バーンアウト速度」であり、ミサイルのロケットモータが完全に燃焼を終了した時点におけるミサイルの速度である。このバーンアウト速度と飛翔角度がミサイルの射程性能に大きく影響する。また、「ディプレスト」とは、ミサイルを一般的な放物線の軌道ではなく、低高度の軌道で目標地点まで飛翔させ、迎撃を困難にするものである。

表2 ロシアのICBMに対する検証結果

迎撃 ミサイル	発射場所	ICBM 発射場所	ICBM 目標地点	評 価
SM-3 Block IB (Vbo:3.5km/s)	ルーマニア デヴェゼル	Vypolzovo, ロシア	ワシントンDC	対処不可能 (Vbo: 5.5km/s 以上必要)
SM-3 Block IIA (Vbo:4.5km/s)	ポーランド レジコヴォ	Vypolzovo, ロシア	ワシントンDC	対処不可能 (Vbo: 5.5km/s 以上必要)

(出所：Sankaran, “The United States’ European Phased Adaptive Approach,” pp.41-44 を基に筆者作成)

RAND 研究所の分析結果を見れば、ルーマニア及びポーランドに配備されるイージス・アショアが、能力的に露の ICBM を脅威対象としておらず、イランからの脅威を対象としているとの米国の説明が妥当と判断すべきである。一方、同研究所によれば、2013 年にキャンセルされた EPAA のフェーズ 4 で採用予定だった SM-3 Block IIB のバーンアウト速度 (Vbo) は 5.0～5.5km/s の計画だったと推測されている³⁴。その場合、露の指摘どおり ICBM に対処可能となるため、当該フェーズのキャンセルにより反発を緩和した露の姿勢を考えれば、露側も同様の性能見積もりを行っていた可能性が考えられる。

いずれにせよ、上記の検討で見たように、ポーランドに配備されるイージス・アショアは、その性能面で見ても露の ICBM に対処することは困難であり、露の ICBM を対象としていないことがわかる。すなわち、当該システムは、その整備過程で見られる意図と能力との双方において、露の核戦力を低下させるようなものではないのである。

したがって、ポーランドが当該システムを受け入れた本案件を、防衛力整備という観点で分析するならば、多くの国が自国防衛のために MD システムを整備しているのに比べて異質に映る。そこで、単純な軍事的視点のみではなく、国際政治における同盟論の観点から、すなわち、米が同盟の観点から分析することが適当ではないだろうか。

³⁴ Sankaran, “The United States’ European Phased Adaptive Approach,” p.3.

2 米ポ同盟における交渉とポーランドの利益

(1) 米ポ間における同盟の文脈と配備交渉

ポーランドへの MD システム配備に関する交渉は、2002年に米国が打診を行ったことが開始点と言われている³⁵。2001年1月に発足したブッシュ政権は、同年5月に「グローバル MD (GMD)」を提唱した³⁶。同政権は北朝鮮、イラク、イラン及びリビアといった「ならず者国家」からのミサイル防衛に対する強い関心とともに、その早期配備を実現するため、同年12月には ABM 制限条約の撤回を表明している³⁷。GMD は、脅威対象ミサイルの飛翔の全段階（ブースト、ミッドコース、ターミナル）にわたって多層的に迎撃するシステムであり、あらゆる射程のミサイルに対してグローバルな防衛能力を与えることが期待されていた³⁸。ブッシュ政権は、2004年末までにアラスカに迎撃ミサイル5基を配備し、システムの初期運用を開始した。また、中東からのミサイルを迎撃するため、Xバンドレーダーと迎撃ミサイル（GBI）を配置可能な拠点を欧州に設置することを計画し、チェコ及びポーランドとの交渉を開始した³⁹。ABM 制限条約の撤回までして、わずか3年程度の期間で国内にシステムの初期配備をすすめる政権の姿勢からもわかるとおり、「ならず者国家」の脅威に早期に対応すべく、米国からポーランドへ交渉を持ちかけている。

では、受け入れ側のポーランドの対米姿勢はどうであったか。2003年のポーランド『安全保障戦略』では、「米軍の駐留も含めて米国の欧州への関与が、欧州の安全保障を引き続き強固なものにする」と言明し、米軍のプレゼンスを求める姿勢を打ち出していた⁴⁰。米国との関係を重視するポーランドは、アフガニスタン紛争の際、特殊部隊や2,000名以上の地上部隊を派遣している⁴¹。また、イラク戦争では、米軍の任務を引き継ぎ、その対価として犠牲者も22名を数えていた⁴²。一方、国内では、そうした対米

³⁵ Walter Slocombe, "The US-proposed European Missile Defence; An American Perspective," *Readings in European Security*, Vol.5, September 2009, pp.48-49.

³⁶ 広瀬「MD問題と東欧の安全保障」89頁。

³⁷ Missile Defense Agency, *History Resources; Missile Defense after the ABM Treaty*, <https://www.mda.mil/news/history_resources.html>

³⁸ MDA, *Missile Defense after the ABM Treaty*.

³⁹ Ibid. GMD 迎撃ミサイル (GBI) は、ミッドコース段階において中距離弾道ミサイル及び大陸間弾道ミサイルに対処する誘導弾である。

⁴⁰ 広瀬「ポーランドと NATO」209頁。

⁴¹ 同上。

⁴² 同上、209-210頁。

協力によるコストの重みにも関わらず国民の念願であった米国との査免協定締結もかなわず、対露関係も悪化する一方ということで、米国離れが進みつつあったと指摘されている⁴³。特に2006年のGBI配備計画公表後、露がベラルーシに地対空ミサイルを配備する等の反発姿勢を見せると、ポーランド国内でMDシステム受け入れの支持は低下していった⁴⁴。

2007年2月にはカチンスキ(Jarosław Kaczyński)首相がMDシステム受け入れを表明し、同年5月から交渉が開始された⁴⁵。しかし、国内政策等における政権の失策もあり、選挙の結果、「対米関係について現実的な利益を冷静に検討し慎重に判断しなければならない。米国のプレゼンス継続と米ポ間の戦略的パートナーシップ構築は我々の死活的利益にかなうべきである」と主張するトゥスク(Donald Tusk)が首相となった⁴⁶。

トゥスク新政権は、米との交渉に際し、国内世論を背景にポーランド軍近代化に対する支援とPAC-3の供与を要求し、同時期のチェコと比較すると交渉が遅滞していた⁴⁷。2008年3月、GBI配備とポーランド軍近代化支援についてようやく合意した後、同年8月、ロシア・グルジア紛争が発生すると、直後に米国とポーランドの間に協定が締結された⁴⁸。

2008年8月の協定には、ポーランドに迎撃ミサイル基地を建設することの他、米陸軍ペトリオット中隊を配備すること、ポーランド軍の近代化に関する支援を米国が実施すること等が含まれていた⁴⁹。オバマ政権による計画見直しに伴い、このPAC-3配備が実施されるか不透明な状況がしばらく続いた。2009年12月にその前提となる米ポ間の地位協定が署名されたため、翌月、ポーランド政府は、米ペトリオット部隊が北部のモロンクに配備されることを発表している⁵⁰。

以上の交渉経緯を見ると、米国が中東からの弾道ミサイル迎撃に必要な拠点を早期に必要とする状況下にあったことが理解できる。一方のポーランドが伝統的な露の脅威とNATO新規加盟国という立場を背景として実

⁴³ 同上、219頁。

⁴⁴ 広瀬「MD問題と東欧の安全保障」93頁。

⁴⁵ 宮本「アメリカ追従外交からの転換を目指して」10-11頁。

⁴⁶ 同上。

⁴⁷ 同上、13-15頁。

⁴⁸ 広瀬「ポーランドとNATO」214-217頁。

⁴⁹ U.S. Department of States, *Text of the Declaration on Strategic Cooperation Between the United States of America and the Republic of Poland*, August 2008, <<https://2001-2009.state.gov/r/pa/prs/ps/2008/aug/108661.htm>>

⁵⁰ 鶴岡「NATOにおける集団防衛を巡る今日的課題」91頁。

質を伴った米国との同盟関係を追求している状況が伺える。両国のそうした交渉姿勢の相違は、次項にみるように各々の認識にも表れている。

(2) 米国とポーランドの認識差異

GMD 配備交渉を開始した 2002 年時点の米国にとって、最重要課題はテロとの戦いであった。同年の国家安全保障戦略では、冒頭でテロとの戦いについて述べているほか、欧州に係る記述においても、「9.11」の攻撃が NATO に対する攻撃でもあったうえで、NATO の更なる拡大や部隊行動の実効性確保のための方向性等について言及している⁵¹。

同書では、この時点の対露認識として「米露はもはや戦略的な敵ではない」と述べていた⁵²。また、米露の戦略的利益が多くの分野で重なっており、対テロ戦争における協力をはじめとする共通課題や共通利益に向けた政策を拡大する方針を示している⁵³。

GMD 計画時の米国の脅威認識に対する外部からの見方の例として、露・ユーラシア安全保障研究の専門家であり、元英国防省紛争学術センター長のガイル (Keir Giles) 及び英王立国際問題研究所の露・ユーラシア研究員モナガン (Andrew Monaghan) は、「米国は、露の核戦力よりも「ならず者国家」やテロ組織への弾道ミサイルの拡散に焦点を当てて」おり、「ミサイル防衛技術と構想は「ならず者国家」が米国を狙う弾道ミサイルに適合」させていたと指摘している⁵⁴。

GMD 計画時のそうした認識は EPAA にも継承され、EPAA は中東、特にイランが保有する短距離・中距離弾道ミサイルに対する米国の強い脅威認識のもと、欧州 NATO 各国と欧州に展開する米軍を防護するため整備が進められている⁵⁵。

すなわち、MD システムを欧州に配備するにあたり、米国は、露の ICBM を脅威と捉えず、「ならず者国家」等への弾道ミサイル拡散と、その結果もたらされる攻撃を脅威と認識していたのである。

では、ポーランド側はどうであったか。安全保障に関するポーランドの最大の関心事は、中東からのミサイルではなく、歴史的経緯も含め地理的に近接している露の脅威であり、兵力の増強やワルシャワ条約機構時代か

⁵¹ The President of the United States, *The National Security Strategy of the United States of America*, September 2002, pp.25-26.

⁵² Ibid.

⁵³ Ibid.

⁵⁴ Giles and Monaghan, "European Missile Defense and Russia," pp.7-8.

⁵⁵ MDA, "BMD Review Report," pp.5-7.

らの装備品の更新も含めた自国の防衛力強化であった⁵⁶。特に、ロシア・グルジア紛争は、露の脅威を改めて強く意識させられる事案であった。その直後に MD システム配備に関する協定が締結されたことが、その認識を端的に表しているといつて良いであろう⁵⁷。

MD システム受け入れに関し、当時のポーランド外相シコルスキ (Radoslaw Sikorski) は「北大西洋条約第5条の補強措置のようなもの」を求めたとされている⁵⁸。同様にトゥスク首相も、「ポーランドは、支援が後になって届くような同盟にいたいとは望んでいない。人々が死んでしまった後に支援が来ても意味がなく、どのような紛争においても、支援が最初の段階から来る同盟に入りたい」と述べている⁵⁹。鶴岡が指摘しているように、ポーランドがそうした同盟を得るための手段が MD システムの設置や米ペトリオット部隊の配備であり、それは小規模とはいえ、米軍の前方展開の獲得を意味していた⁶⁰。

先に検討したシステムの性能とあわせて見れば、ポーランドへの MD システム設置に関し、米国は「ならず者国家」やテロ組織から自らを守るために欧州に配備を進めていたのに対し、ポーランドは米軍の前方展開を獲得するための同盟政策として受け入れたといったように、両者の間に認識の明確な差異が存在していたのである。

(3) ポーランドが得た「見返り」

ポーランドが MD システムの配備に係る交渉過程で米側から得たものは何であったか。

まずここで、東欧における NATO 軍の展開に関する制約について触れておきたい。NATO と露の間には、新規加盟国に NATO の常設基地を設置しないとの方針が存在している。これは NATO 拡大プロセスの結果、1997年5月に合意された「相互関係、協力、安全保障に関する NATO・ロシア連邦間基本文書」に次のとおり明記されている。

⁵⁶ 宮本「アメリカ追従外交からの転換を目指して」12-13頁。及び広瀬「ポーランドと NATO」18-28頁。

⁵⁷ 同上。

⁵⁸ 鶴岡「NATOにおける集団防衛を巡る今日的課題」91頁。

⁵⁹ Thom Shanker, Nicholas Kulishaug, “U.S. and Poland Set Missile Deal,” *New York Times*, 14 August 2008, p.1.

⁶⁰ 鶴岡「NATOにおける集団防衛を巡る今日的課題」91-96頁。

NATOは、現在及び予見し得る安全保障環境において、集団防衛及びその他の任務を、実質的な戦闘兵力の追加的な常駐ではなく、必要な相互運用性、統合、増派能力の確保により遂行することを表明する⁶¹。

同文書は法的拘束力を有する条約ではなく、NATO側が一方的に意思表示しているに過ぎないものの、一般的にはこの文書をもってNATOが新規加盟国へのNATO常設基地の不設置を約束したと理解されている⁶²。

すなわち、常設基地や実質的な戦闘兵力が配置できない制約が課せられている中、米国及びNATOは、MDシステム施設は同文書に記載される実質的な戦闘兵力に該当しないとの解釈に立ち、ポーランドがこのMDシステム施設を米軍基地の代替の一つと捉えたことが十分に考えられる⁶³。

実際に、MDシステム施設の設置に関する2008年8月の米ポ協定にはどのような記載があるのであろうか。全般事項として、「米国はポーランド及びポーランド国内の米国施設の安全保障に関与(commit)する」とし、「米ポ間の戦略協力を拡大深化させるという共通のビジョンを達成するため、戦略関係を深めるための主要な機構としてSCCG(Strategic Cooperation Consultative Group)の設置を決定した」とされている⁶⁴。SCCGは、米国国務省及び国防省、並びにポーランド外務省及び国家防衛省の上級の代表者から構成され、定期的、あるいは米ポいずれかの要請により開催され、下部の作業部会も設置される⁶⁵。すなわち、米国がポーランドとポーランド国内の米軍施設の防衛に関与することを明記したうえで、SCCGの設置という「同盟の制度化」が行われたのである⁶⁶。

また、SCCGで協議される事項としては、ミサイル防衛における協力に加え、北大西洋条約第3条の枠組みにおける米ポ間の相互の防衛協力を強化することを目的とし、概ね以下の内容が規定されていた⁶⁷。

⁶¹ NATO-Russia Council, *Founding Act On Mutual Relations, Cooperation And Security Between NATO And The Russian Federation*, May 1997, <http://www.nato.int/nrc-website/media/59451/1997_nato_russia_founding_act.pdf>, p.14.

⁶² 鶴岡「NATOにおける集団防衛を巡る今日的課題」94頁。

⁶³ 同上。なお、「実質的な戦闘兵力」や「常駐」に関して公的に合意された定義は存在しない。

⁶⁴ U.S. Department of States, *Declaration on Strategic Cooperation Between the U.S.A & the Republic of Poland*, August 2008.

⁶⁵ Ibid.

⁶⁶ 「同盟の制度化」の概念に関しては、土山『安全保障の国際政治学』300-302頁を参照。

⁶⁷ U.S. Department of States, *Declaration on Strategic Cooperation Between the*

- ・ 安全保障に関する助言と関連情報を相互に提供
- ・ ポーランド軍の変革と近代化の支援
- ・ ポーランドに対する防衛装備、業務、訓練等の移転に協力
- ・ 統合・連合の演習及び交流、多国間運用における共同
- ・ 安全保障協力の拡大に資する政軍交流を実施

要約すれば、MD システムの運用に係る事項のほか、安全保障に係る情報提供、共同訓練等の促進、物的支援、装備協力及び防衛交流等、非常に幅広い分野の協力・支援を、制度化された機構において取り扱うことがこの協定に謳われているのである。

2012年におけるポーランド外務省の発表によれば、「二国間協力の制度化という点に関し、2008年の戦略協力宣言に従い、協力と助言のインフラが築かれた⁶⁸。2010年には、シコルスキポーランド外相とクリントン(Hillary Clinton) 米國務長官が戦略対話を行っているほか、SCCG と下部の作業部会も定期的開催されている」とされている⁶⁹。

ポーランド外務省は、安全保障及び防衛分野における関係強化の例示として、2011年6月13日に署名された「ポーランド領内におけるポーランド空軍及び米空軍協力に関するポーランド国家防衛省と米国国防省とにおける了解覚書」を挙げている⁷⁰。当該覚書には、2013年以降、米空軍のF-16戦闘機とC-130輸送機が、支援部隊とともにローテーションでポーランドに常駐することが記載されている⁷¹。

また、米國務省によれば、ローテーションによる米装甲戦闘大隊及び米軍をパートナーとしたNATO前方展開旅団がポーランドに展開することが計画されているとともに、既にポーランドが主催する軍事演習が多数行

*U.S.A & the Republic of Poland, August 2008.*なお、北大西洋条約第3条の記載は「締約国は、この条約の目的を一層有効に達成するために、単独に及び共同して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗する個別的の及び集団的能力を維持し発展させる。」となっている。

⁶⁸ Ministry of Foreign Affairs of the Republic of Poland, *Poland-US bilateral relations*,

<http://www.msz.gov.pl/en/c/MOBILE/foreign_policy/other_continents/north_america/bilateral_relations/test3>

⁶⁹ Ibid.

⁷⁰ Ibid.

⁷¹ Ibid.

われ、2016年には16,000名を超える米軍人が米国及びNATOの演習に参加することが述べられている⁷²。

以上を踏まえれば、ポーランドが自国防衛に直接寄与しないMDシステム施設を受け容れることにより、NATOに課せられた制約にも関わらず、ポーランドは米国から事実上の「米軍・基地」、二国間同盟の制度化とポーランド軍近代化に対する支援といった多大な見返りを得たのである。

3 戦略価値交換の成功とMDシステムの特性

(1) 同盟諸理論から見た分析

これまでの議論を踏まえ、本案件を同盟諸理論から分析する。前節でみたようにポーランドにとってのNATO加盟は米国との同盟関係を求めた結果であったことを考えれば、同盟形成要因は「脅威の均衡に基づくバランスリング」であった。これに対し、MDシステムの配備を受け入れることにより、同盟の実効性の強化、同盟の制度化を引き出した行動に焦点を当てるならば、ポーランドが自国の安全保障の強化という戦略的利益の獲得に利用したと捉えることができ、「利益獲得と勢力拡大のためのバンドワゴン」であった、ということができる⁷³。

次に、ウォルトが示している軍事援助の観点ではどうであろうか。「問題の所在」において述べた国外援助（軍事援助）の特徴について詳述するならば、以下のとおりである⁷⁴。

- ① 国外援助はバランスリングの特殊な形態であり、受益者が直面している脅威が大きいくほど、同盟や提携の効果は大きくなる。
- ② 提供者側が提供するものを独占している度合いが強ければ、受益者に行使できる影響力も強くなる。
- ③ ②と同様、受益者の依存度が高ければ高いほど、提供者側が受益者に行使できる影響力も強くなる。
- ④ 提供者側の動機が強いほど、受益者に有利になる。

ポーランドに配備されるイージス・アショアについては、米国 2017 会

⁷² U.S. Department of State, *Fact Sheet: U.S. Relations with Poland*, October 2016, <<https://2009-2017.state.gov/r/pa/ei/bgn/2875.htm>>

⁷³ バンドワゴンの分類に関しては、土山『安全保障の国際政治学』289-292頁を参考とした。

⁷⁴ Walt, *The Origin of Alliances*, p.46.

計年度の予算だけで6億3,000万ドルが計上されており、その他に必要な SM-3 ミサイルや軍事建設 (Military Construction) の予算も考えれば、相当額を米国が負担することになる⁷⁵。したがって、当該システムを「高価な装備品」という目線でみれば、米国からポーランドへの「軍事援助 (Military Aid)」ととれなくもない。しかし、現実的には当該システムが NATO 指揮下のものであり、ポーランドは土地を提供するだけにとどまっている。さらに、ウォルトが「その他の観点」として挙げた「両者にとって利益となるという認識がある場合に限られ、特に能力に差がある両国が共通の脅威に対処するに際して唯一の手段である場合に限られること」という条件に照らし、ポーランドにとって中東からのミサイルは脅威と認識していないこと、並びに露の脅威に対して対処できないものであること、といった点を考えれば、上記①・③の点で、本案件が軍事援助に該当しないことがわかる⁷⁶。また、②については、MD システムは、一部を除き米国がほぼ独占しているのは言うまでもないが、ポーランドに対して影響力を行使したということはない。

一方で、システム配備に関する交渉の経緯等において触れたとおり、中東からのミサイルに対する脅威認識を強く持っていた米国からポーランドに対し交渉が持ち掛けられている。上記特徴の④の点において、提供者ともいえる米国の動機が強く、ポーランドに有利な交渉となった可能性があるという点が一つの着目点と言えよう。ポーランドは、露の脅威に対して実効性のある同盟を追求しつつ、MD システム配備に係る米国との交渉において、見返りを得るためのバンドワゴンを選択した。土山實男の「戦略価値の交換」の考え方を詳述すると、以下のとおりである⁷⁷。

同盟国の間で戦略利益がつねに一致するとはかぎらない。地理的環境や歴史的経緯がそれぞれ異なる同盟国間では、戦略的利益が一致しないことの方がむしろ普通である。だから、同盟形成の際に同盟国AがBに対して、戦略的価値X(たとえば軍事基地の提供)を与える代償として、BがAにY(たとえば安全の保証)を提供するという戦略価値の交換が起こる。

⁷⁵ Missile Defense Agency, “Department of Defense Fiscal Year (FY) 2017 President’s Budget Submission,” February 2016, p.4. なお、「軍事建設」の項目は、米国防総省が毎会計年度計上する基地・施設整備関連の経費のうち、米本土と海外における予算を指す。

⁷⁶ Walt, *The Origin of Alliances*, p.42.

⁷⁷ 土山、『安全保障の国際政治学』、326-327頁。

この論を本件に適用し、Aをポーランド、Bを米国、XをMDシステム配備用地、Yを米国による兵力配備やポーランド軍近代化に対する支援と考えれば、ポーランドが米国に自国の防衛に寄与しないMDシステムの配備箇所を与える代償として、米国が防空能力強化の支援と事実上の部隊常駐を提供するという戦略価値の交換が発生した、という関係が成り立つ。

したがって、やはり本案件は、ポーランドと米国との同盟関係における、戦略価値の交換であった。これが明示的であることは、先に述べたトウスク首相の「ポーランドは、どのような紛争においても、支援が最初の段階から来る同盟に入っていたいのである⁷⁸⁾」との発言がそれを端的に示している。米ポ協定にポーランドの安全保障に米軍が関与する旨が明記されたことからわかるように、ポーランドが求めたのは、同盟関係の強化、具体的には、MDシステム施設や米ペトリオット部隊の配備により「トリップワイヤー」としての米軍の展開を獲得すること、及び自国軍の能力向上等に対する米国の支援であった。そうした米軍の展開は、将来第三国からの脅威が生じた場合、米国の好むと好まざるとに関わらず、彼らが物理的にポーランドの安全保障へ関与することを意味していると言えるであろう⁷⁹⁾。

ポーランドは歴史的経緯や同盟に関する教訓から、対露の文脈において実効性が期待できる米国との二国間同盟を求めた。そして、その同盟関係強化の観点から、イラクやアフガニスタンにおける米国への同調からはじまる対米政策の一環として、MDシステム配備を受け入れることにより、同盟の制度化といった維持・強化策とともに、防空能力の向上と軍の近代化に対する支援といった戦略利益を、交換により米国から得ることに成功したのである。

(2) ポーランドへのMDシステム配備と戦略価値交換

これまで、露の脅威に対する防衛手段として役に立たないMDシステムの配備が、なぜ、ポーランドに大きな利益をもたらしたのか、という観点から、同盟の諸理論、ポーランドに配備されるMDシステムの能力、そして、米ポ同盟における交渉とポーランドの利益について検討した。

ここで、ポーランドの負担するコスト（基地の提供）と、戦略価値の交換で得た利益（NATO軍の前方展開や防空能力強化に対する支援）の間に

⁷⁸⁾ Thom Shanker, Nicholas Kulishaug, "U.S. and Poland Set Missile Deal," *New York Times*, 14 August 2008, p.1.

⁷⁹⁾ Schelling, *The Strategy of Conflict*, p. 187.

は、大きな差が生じている点に着目したい。新たな軍拡競争やセキュリティ・ディレンマへの懸念といった観点からすれば、本来、対露の関係上、容易に米軍施設を受け入れることは難しい。しかしながら、本稿第1節において述べたように、当該システムは防衛的性格が強く、また、露のICBMを対象としていないことが、ポーランドが受け入れることができた要因の一つと言えるであろう。

ジャービス (Robert Jervis) は、その著名な論文“Cooperation under the Security Dilemma”において「兵器体系と戦略において、攻撃と防衛の区別がつかないときにセキュリティ・ディレンマが生じる」と指摘している⁸⁰。また、土山は、攻勢と防衛をめぐるセキュリティ・ディレンマの事例として、冷戦期の1970年代における米国のMXミサイルと旧ソ連のSS20ミサイルの配備に関する案件を示し、「相手の軍事戦略が攻撃のためなのか防衛のためなのか区別がつかないとき、安全保障政策はしばしば自己敗北的結果を招来する」と指摘している⁸¹。一方でジャービスは、安全保障に関するすべての問題を解決できるわけではないとの注釈付きながら、「攻撃的な兵器と防衛的な兵器を区別することができれば、他国を不安全にすることなく自らの安全保障の手段を獲得することができる」とも述べている⁸²。

本稿で論じているイーリス・アショアは、性能面の検証において検討したように、露のICBMを対象とはしていない。また、さらに加えて言うならば、NATOにとって中東の脅威に対する公共財であるMDシステム自体は、歩兵や砲兵といった陸上兵力、大型の揚陸艦や空母、航空基地、あるいは弾道ミサイル発射基地のような、直ちに周辺国の脅威となり得るものとは異なる、言わば「防衛的な」性格を有している。すなわち、イーリス・アショアは純粋に防衛的な兵器であり、冷戦期の攻撃・防衛理論の文脈において語られるMXミサイルやSS20のような相手を攻撃することも可能な兵器体系とは一線を画している。当該システムのそうした防衛的な性格が、米国の脅威認識の明示と相俟って、周辺国への説明責任を有する受入国にとってのハードルを下げる、言わばレバレッジ的な役割を果たし、米ポ交渉におけるポーランドの利益獲得に寄与したのである。

すなわち、ポーランドへの新たなNATO軍部隊の展開が困難であった状況において、ポーランドが防衛的性格の強いMDシステムという装備品を、

⁸⁰ Robert Jervis, “Cooperation under the Security Dilemma,” *World Politics*, vol.30, no.2, 1978, pp.186-187.

⁸¹ 土山『安全保障の国際政治学』111-113頁。

⁸² Jervis, “Cooperation under the Security Dilemma,” pp.186-187.

同盟政策における基地を代替するツールとして利用し、戦略価値の交換を行った結果、NATO 前方展開や自国防衛能力の向上という大きな見返りを獲得した、という本稿の仮説が明らかになったと言えよう。

最後にまとめるならば、MD システム配備に関するポーランドのスタンスが「利益獲得と勢力拡大のためのバンドワゴン」であり、交渉開始の原点に立ち返れば米国の動機が強く、ポーランドに有利な交渉過程において、ポーランドが戦略価値の交換に利用した、となる。「大国はより多くを負担し、中小国はただ乗りする傾向が強い」としたオルソン (Mancur Olson) らの議論は⁸³、正鵠を射たものであると言えよう。

おわりに

本稿での検討を通じ、ポーランドに配備される MD システムの能力を確認するとともに、その設置に関する米国とポーランドのそれぞれの目的、すなわち、当該システムが米国にとって切迫する中東からの中距離弾道ミサイルに対処するためのものであったこと、及びポーランドにとっては同盟関係を強化して露の脅威に備えるためのものであったことを確認した。また、MD システムの配備とポーランドの安全保障に対する米軍の関与の明文化によって、ポーランドが米国から事実上の「米軍・基地」(トリップワイヤー)、二国間同盟の制度化とポーランド軍近代化に対する支援といった多大な見返りを得たことを確認した。さらに、この米ポ間のやり取りが、いわゆる「軍事援助」には該当しないことを確認した上で、本案件が、ポーランド・米国の同盟における戦略価値の交換であったことを述べた。本稿における以上の議論を要約するならば、ポーランドへの MD システム配備に関する交渉において、ポーランドが戦略価値の交換に成功し、ポーランド軍の近代化や実効性のある二国間同盟の制度化という大きな見返りを勝ち得たことが明らかとなったのである。

本稿における検討からもわかるとおり、戦略兵器への影響が想起される兵器の新規設置に際しては、それが当該相手国との二国間関係や周辺国との関係にどのような影響をもたらすのか、特に、将来にわたってどのような関係を構築・維持していくのかという戦略的なビジョンが極めて重要であることは言うまでもない。また、一般論として、周辺国に余分な懸念を与えないためにも、本稿で参照した RAND 研究所が実施しているような、

⁸³ Mancur Olson and Richard Zeckhauser, "An Economic Theory of Alliances," *Review of Economics and Statistics*, vol. 48, no. 3 (August 1966), pp. 266-279.

オープンベースでの研究を行い、認識共有を図るのも一策であろう。また、本文では触れなかったが、2008年のGBI計画見直しの時期に、イランの脅威とMDシステムに係るオープンベースでの評価を米露の有識者が共同で行っており、そうした事例も参考となろう⁸⁴。

ポーランドへのMDシステム配備は、現在進行中の案件であり、それがもたらした最終的な影響を、露の視点も含めて正確に評価することは、現時点では困難である。しかしながら、本文でも述べたとおり、防御的性格（または「非攻撃的性格」、「公共財的性格」）を明確化することが可能な兵器は、その提供国と受入国の双方の為政者にとって、周辺国や国内への説明が容易であり、導入・設置に際してハードルを下げる可能性がある。すなわち、軍事同盟において、同盟関係の維持・強化に資するものとしてこれまで採られてきた駐留や共同作戦といった政策とは異なる選択肢を提示できる可能性があり、次なる課題として、今後MDシステムのような防御的性格の兵器をツールとした同盟政策の事例を、引き続き分析検討していくことが必要である。

改めて言うまでもないが、国家、あるいは国家間における戦略的な兵器の導入・移転に関しては、当該国の同盟関係、国内事情、そして、武器システムの性能・性質、といった多角的な視点で分析・検討することが重要である。本稿で取り上げたポーランドの案件は、各アクター間の認識の差異、同盟政策、国内事情及び兵器の防御的性格といった多分な要素を包含し、そうした視点を我々に再認識させてくれる好例であり、また、わが国の情勢に係る類似点・相違点の双方を持ち合わせていることから、今後も更なる研究が行われるべきものである。

MDシステムに関し、わが国周辺に目を向けるならば、韓国においては北朝鮮の弾道ミサイル脅威に対処することを目的としたTHAADシステムの配備が進められており、当事者国ではない中国が反発を表明している。また、折しも、本稿執筆時点において、わが国へもイージス・アショアの導入が検討されている⁸⁵。これまでわが国は、周辺国からの弾道ミサイル脅威に対処することを念頭に、多額の経費と時間を割いて、各種MDシステムの整備、米国との共同研究及び共同開発を推進してきた。そのような

⁸⁴ U.S. and Russian Technical Experts, "Iran's Nuclear and Missile Potential: A Joint Threat Assessment by US and Russian Technical Experts," East West Institute, May 2009, pp.4-17.
<http://cisac.fsi.stanford.edu/sites/default/files/Holloway_Hecker_EastWest_Institute.pdf>

⁸⁵ 『毎日新聞』2017年8月17日及び2017年12月10日。

情勢が推移する現在、本研究において提示した、同盟理論の枠組みに基づく分析や、関係国の脅威認識とシステムの能力の検討、といった観点が、今後の事例検討の資となるならば、一定の成果が得られたものとする。